

うなぎ稚魚漁業許可(起業認可)申請書

令和 年 月 日

兵庫県知事 齋藤元彦様

住所

氏名

生年月日(年齢) 年 月 日生(満 歳)

電話・ファックス番号 .

下記によりうなぎ稚魚漁業の許可(起業の認可)を受けたいので、申請します。

記

1 漁業種類 うなぎ稚魚漁業

2 操業区域

	番号	区域名
第1河川(主に操業する河川)		
第2河川(第1河川のみで操業する場合は記入不用)		

(注1) 区域番号と区域名は以下から選択して記入して下さい。

1武庫川 2鳴尾川 3妙法寺川 4福田川 5山田川 6明石川 7谷八木川 8赤根川 9瀬戸川 10喜瀬川 11別府川 12水田川
13泊川 14加古川① 15加古川② 16堀川 17大木曾水路 18法華山谷川 19鹿島川(松村川) 20天川 21市川 22船場川
23夢前川 24揖保川 25富島川 26加里屋川 27洲本市内の河川 28淡路市内の河川 29南あわじ市内の河川 30中村川
31汐入川 32芋谷川 33天和雨水水路 34夙川 35芦屋川 36新湊川 37塩屋谷川(注2) 14加古川①、及び15加古川②は、県内のにほんうなぎ養殖業者と売買契約を締結している必要があります。
また、15加古川②は、漁業権者(加古川漁協)の同意が必要です。

3 漁業時期 月 日 ~ 月 日

4 漁獲物の種類 うなぎ稚魚(全長13センチメートル以下のうなぎ)

5 漁業根拠地 住所地のとおり

6 使用漁具の種類、数及び規模 火光を使用したたも網(1本)によるすくいとり

7 使用する船舶 無

8 採捕に従事する者の住所及び氏名

住所	氏名

(注1) 採捕に従事できる者は、県内に住所を有する者で申請者を含め3名までです。

(注2) 申請者以外に採捕に従事する者がいる場合は、雇用契約書など申請者と従事者との雇用関係を証する書類が必要
です。また、申請者と同様に従事者の住民票等と写真も必要となります。

9 漁獲物の販売先等

(ア・イいずれか該当するほうに「○」)	池入先又は販売先名
ア 漁獲物を自ら養殖 (申請者がうなぎ養殖業の許可を受けている場合)	(うなぎ養殖業の許可を受けた者の氏名又は名称)
イ うなぎ養殖業者又は集荷業者に販売	(販売先のうなぎ養殖業者又は集荷業者名)

【※必要な添付書類は裏面をご覧ください】

(必要な添付書類)

① 誓約書兼適格性に関する申立書(様式2号)
② 親権者の同意書(様式4号) ※申請者が高等学校等に在学中の「生徒」の場合のみ。
③ 採捕した うなぎ稚魚(しらすうなぎ)を ア 自分で養殖する場合: うなぎ養殖事業計画書(様式5号) イ 他へ販売する場合: 売買契約証明書(様式6号)
④ 漁業権者の同意書 ※採捕の区域に漁業権が設定されている場合のみ。様式は任意。
⑤ 雇用契約書等、雇用関係を証する書類 ※申請者以外に採捕に従事する者がいる場合のみ。様式は任意。
⑥ 住民票や免許証の写し等、住所及び日本国籍を有することが確認出来るもの ※申請者以外に採捕に従事する者がいる場合は、申請者と採捕従事者の全員分。
⑦ 写真2枚(申請前6ヶ月以内撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3cm、横の長さ2.4cmのもの。裏面に氏名及び撮影年月日を記入。) ※申請者以外に採捕に従事する者がいる場合は、申請者と採捕従事者の全員分各2枚。

(参考) 日本国籍を有しない場合

外国人漁業の規制に関する法律第3条第1号の農林水産大臣の指定する者(平成27年4月6日農林水産省告示第790号)を除き、日本国籍を有しない人へは許可出来ません。

○同告示により漁業許可が可能なる者

- 1 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者
- 2 出入国管理及び難民認定法別表第1に規定する
 - ① 教授若しくは留学の在留資格をもって在留する者
(在留資格の項の下欄に掲げる活動が漁業又は水産動植物に関するものである者に限る)
 - ② 技術・人文知識・国際業務、技能、研修若しくは特定活動の在留資格をもって在留する者
(在留資格の項の下欄に掲げる活動が漁業又は水産動植物の採捕に関するものである者に限る)
- 3 出入国管理及び難民認定法別表第2に規定する
 - ① 永住者の在留資格をもって在留する者
 - ② 日本人の配偶者等の在留資格をもって在留する者
(特別養子又は日本人の子として出生した者に限る)
 - ③ 永住者の配偶者等の在留資格をもって在留する者
(永住者の在留資格をもって在留する者の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者に限る)

日本国籍を有しない場合は、上記1から3のいずれかに該当することが確認できる書類の提出が必要です。